

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和6年2月20日

- 1 計画等の案の名称
HOKKAIDO 不登校対策プラン (案)
- 2 参考資料の名称
HOKKAIDO 不登校対策プラン (案) 【概要版】
「HOKKAIDO 不登校対策プラン」の概要 (やさしい版)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道教育委員会のホームページへの掲載
(<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/179136.html>)
 - (2) 次の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 (道庁別館8階)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局 (石狩振興局を除く) の行政情報コーナー※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間
令和6年2月20日 (火) ~ 令和6年3月19日 (火) ※郵送の場合は期日までに必着
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵送 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館8階
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係
 - (2) ファクシミリ 011-272-1234
 - (3) 電子メール seitosidou.anzen@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を「【パブリックコメント】」としてお送りください。
 - (4) 電子申請サービス <https://www.harp.lg.jp/naIM8cyW> (子ども)
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に、令和6年3月下旬頃を目処に、「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名 (団体の名称) を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所 (市町村名のみ) を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日 (土曜・日曜日、休日を除く) 以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係

電話 011-231-4111 (内線 35-674)